



Press Release

報道機関 各位

資料提供 令和2年6月16日
産業労働部 資源エネルギー産業課
新エネルギー産業班
担当者 石山、工藤、小玉
TEL 018-860-2281
美の国あきたネット掲載 有・無

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案（「能代市、三種町および男鹿市沖」、「由利本荘市沖（北側）」、「由利本荘市沖（南側）」）に係る公告・縦覧の開始について

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局が、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案に係る公告・縦覧を開始しました。

1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）においては、国が促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該指定の案を2週間縦覧に供することとなっています。

「能代市、三種町および男鹿市沖」と「由利本荘市沖（北側・南側）」については、令和元年10月より再エネ海域利用法に基づく協議会において促進区域の指定等に係る協議を行ってきたところであり、令和2年3月に開催された協議会で、促進区域として指定することにつき異存がない旨の協議会意見がとりまとめられました。

この度、国において、両海域について再エネ海域利用法に規定する促進区域の指定基準に適合することが確認されたことから、促進区域の指定の案に係る公告・縦覧が開始されました。

2. 概要

(1) 縦覧場所等

<インターネットの利用による場合>

- ・経済産業省資源エネルギー庁

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#pub

- ・国土交通省港湾局

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000058.html

<書面による場合>

次の行政機関で書面による閲覧が可能です。

■「能代市、三種町および男鹿市沖」

- ・経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
- ・国土交通省港湾局海洋・環境課
- ・秋田県産業労働部資源エネルギー産業課
- ・能代市役所本庁舎行政情報コーナー
- ・三種町役場インフォメーションコーナー（入口付近）
- ・男鹿市総務企画部企画政策課及び若美支所

■「由利本荘市沖（北側）」及び「由利本荘市沖（南側）」

- ・経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
- ・国土交通省港湾局海洋・環境課
- ・秋田県産業労働部資源エネルギー産業課
- ・由利本荘市市民生活部生活環境課、西目総合支所及び岩城総合支所

(2) 縦覧期間

2020年6月16日（火曜日）から2020年6月30日（火曜日）まで。

※書面による場合の留意事項

- ・縦覧時間は、次のとおりとなります。
 - 経済産業省及び国土交通省 9時30分から18時15分まで
 - 上記以外の行政機関 8時30分から17時15分まで
- ・土日祝日は閲覧できません。

(3) 意見書の提出

利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができます。

意見書の提出方法や提出先等については、経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局において示されます。